

「男女共同参画推進条例」改正の課題について

《男女共同参画推進条例における「男女共同参画」の定義について》

現在の条例では、基本法における男女共同参画の考え方を継承して作られている。

今回、多様な性自認・性的指向を条例に追加するにあたり、

「男女共同参画」の考え方を変更せずこれまで通りとするのか

「男女共同参画」の考え方を改めるのか

という整理が必要となる。

＜男女共同参画社会基本法第2条における「男女共同参画社会の形成」の定義＞

男女共同参画社会の形成：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

	「男女共同参画」の考え方を変更しない場合	「男女共同参画」の考え方を改める場合
改正の考え方	男女共同参画社会基本法における「男女共同参画」では、「男女」を基本と考えており、「性の多様性」までを加えたものとなっていない。そのため、「男女共同参画」の考え方を変更せず、「性の多様性」に関する考え方を追加する。	男女共同参画社会基本法における「男女共同参画」では、「男女」を基本と考えており、「性の多様性」までを加えたものとなっていない。そのため、「男女共同参画」の考え方を改め、「性の多様性」を含めたものとして条例上で再定義する。
条例名	男女共同参画推進並びに多様性を尊重する条例(仮)	現行名を使用 or「多様性」に関する文言を追記
基本理念(3条)	3条2項として、性の多様性に関することを記載	区の規定する「男女共同参画」の考え方に基づき、改正
区民・事業者・区の責務(4・5・6条)	基本理念に関連して、性の多様性に関することを記載	変更なし
基本的施策(8条)	性の多様性に関する施策を記載：パートナーシップ制度に関すること(具体的な記載か、理念を記載するにとどめるか)	区の規定する「男女共同参画」の考え方に基づき、改正。性の多様性独自の施策を追加 パートナー制度に関して、具体的に書く or 理念的なものを書く

【他自治体の例】

①渋谷区：男女共同参画社会基本法の定義を変更せず使用

①世田谷区「男女共同参画」：性別等にかかわらず、全ての人が、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができることをいう。

②国立市「男女平等参画」：全ての人が、性別、性的指向、性自認等にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野における活動に参画することをいう。

③武蔵野市「男女平等」：全ての人が、性別等にかかわらず、その人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意志によって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ責任を分かち合うことができることをいう。